

相談室 Q&A

労災・通災関係

Q 他の事業所で短期間就労する場合、 最寄りの住居から通勤する途上の事故は通勤災害となるか

プロジェクト業務により、1カ月間他の事業所で就労する社員がいます（出張扱いとして出張手当を支払います）。その者は一人暮らしですが、当該事業所は家族が居住する実家に近いため、プロジェクト期間中は実家から通勤することにしており、会社もこれを認めました。この場合の通勤中の事故は通勤災害となるでしょうか。

（埼玉県 B社）

A 1カ月の就労を行う事業所が通勤災害の要件である「就業の場所」として認められ、かつ、家族が居住する実家が「住居」として認められると、通勤災害として取り扱われる

回答者 向畑貴大 むかいはた たかひろ 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 「通勤災害」について

労働者災害補償保険法（以下、労災保険法）7条1項2号では、「通勤災害」を労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡と定義しています。

「通勤」の考え方としては、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間の往復を、合理的な経路および方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものと解釈されています（同条2項）。

また、同条2項の「住居」とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、就業のための拠点となることをいいます。したがって、就業の必要上、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くにアパートを借りて、そこから通勤している場合は、そこが住居とされています。そして、「就業の場所」とは業務を開始し、又は終了する場所をいいます。本来の業務を行う場所のほか、例えば、物品を得意先に届け、その届け先から直接帰宅する場合の物品の届け先、全員参加で出勤扱いとなる会社主催の運動会

の会場等がこれに当たることとなります（平18.3.31 基発0331042）。

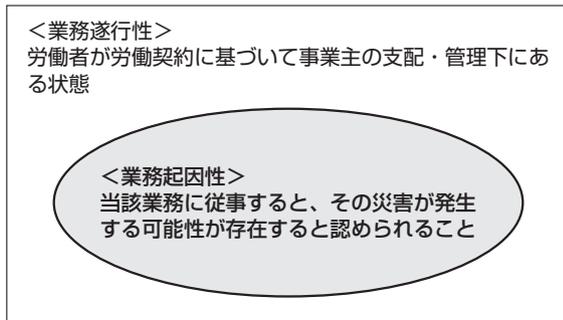
2. 出張中の災害について

出張中の災害については原則として、その全過程において、労災保険法7条1項1号の「業務災害」として取り扱われます。

「業務災害」とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡と定義されています（同条1項1号）。そして「業務災害」として認定されるためには、「業務遂行性」と「業務起因性」の二つの要件を満たす必要があります。

「業務遂行性」とは、労働者が労働契約に基づいて事業主の支配・管理下にある状態をいいます。また「業務起因性」とは、労働契約に基づいて事業主の支配・管理下にあることに伴う危険が具現化したもの、つまり、その業務に従事すると、その災害が発生する可能性が存在すると認められることをいいます〔図表〕。

図表 「業務災害」に必要な業務起因性と業務遂行性の関係



出張中は労働者の自由度は高いものの、その業務については事業主が包括的に責任を負っていることから、事業主の支配下にあるとされ、「業務遂行性」が認められます。そして、その間に負傷者の災害が、積極的な私的行為または恣意行為（具体例としては、泥酔状態であったり、観光をしていたり等の完全に業務とは無関係な行為）によって発生した災害でない場合「業務起因性」が認められ、これら二つの要件を満たすことで「業務災害」として認定されます。

通達でも、事業主の指示・命令で出張する場合、自宅より出張先へ行き、直接自宅に帰るまでが業務であり、事業主の管理下にはないが、業務を遂行する義務を負っているため、通常は事業主の支配下にあり、私的行為中の事故ではない限り、業務上での災害とされています（昭24.12.15 基取3001、昭34. 7.15 基取2980）。

3.まとめ

ご質問のケースではポイントとして、①当該1カ月間のプロジェクト業務が「出張」として取り扱われるべき内容であるのか、②「家族が居住する実家」が労災保険法7条2項で定義されている「住居」に該当するかどうか——の2点について検討が必要となります。

①の「出張」について、会社は当該プロジェクト業務を「出張」と判断し、出張手当を支給して

います。

とはいえ、ご質問のケースでは、現実に就労する事業所と最寄りの住居（実家）との往復行為が1カ月間固定化されている状態であるため、これを「出張」とすることは、一般的な取り扱いではないと考えられます。したがって、当該プロジェクト業務を遂行する事業所が、通勤災害の要件の中の「業務を開始し、又は終了する場所」となる本来の就業場所と事実上判断することが妥当と考えられるでしょう。

②の「住居」については、ご質問のケースでは、当該プロジェクト業務の間は事業所から近いという理由で実家から通勤しています。

この場合、就業上の理由から、実家が労働者の就業の拠点となる居住場所となっており、通勤災害の要件の「住居」を満たすためには合理的な理由といえます。

これら2点から、ご質問のケースの労働者による移動行為が、合理的な経路および方法であれば、住居と就業の場所との間の往復中の災害は「通勤災害」として認められることになるでしょう。

それに対し、当該プロジェクト業務が1日目の現場視察の場合や、本来の就業場所ではないさまざまな事業所への移動を伴う内容であり「出張」として判断された場合は、私的行為等が確認されなければ「業務災害」として取り扱われることとなります。

また、「出張」として判断されず、かつ「住居」としても認められなかったケースも考えてみます。具体例としては、当該プロジェクト業務の期間中において、労働日における業務終了後に、合理的な理由もなく「私的な事情」で友人宅など就業の拠点にはなっていない場所に宿泊したときの通勤途上の災害が考えられます。この場合は、「業務災害」と「通勤災害」のいずれの要件にも該当しないことから、労災保険法からの保険給付は行われません。